

# 仙台市幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金

## 1 制度の概要

### (1) 目的

- ① 幼児教育の早期展開
- ② 仙台市内の保育所待機児童数の解消

### (2) 施設基準

児童に良好な保育環境を提供するとともに、その充実を図るため、下表1の基準を満たすものとする。

表1

項目	基 準
対象児童	<ul style="list-style-type: none"><li>・仙台市内に住民登録を有し、仙台市による保育の必要性認定（教育・保育給付認定）を受けた2歳児</li></ul> <p>（※）保育の必要性の認定事由について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①1か月に64時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）。</li><li>②妊娠中または出産後間もなく、兄姉の保育が困難な場合。</li><li>③病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。</li><li>④家庭内の親族を常に介護・看護している場合（1か月に64時間以上）。</li><li>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。</li><li>⑥求職活動中である場合。</li><li>⑦1か月に64時間以上就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）。</li><li>⑧その他、上記に類する事由により、どうしてもお子さんの保育ができない場合。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象児童が2歳の誕生日を迎えた時点から受け入れることが可能</li><li>・対象児童が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることが可能（年度途中で満3歳児として幼稚園に入園することも可能）</li></ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・専用の保育室・保育スペース（児童1人あたり1.98m<sup>2</sup>以上）と便所を備えること</li></ul> <p>※幼稚園に入園している満3歳児と一緒に保育することは可能</p>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所保育指針や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて保育を行うこと</li></ul>
職員配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童6人につき1人とし、常時最低2人の職員を配置すること</li></ul> <p>※保育対象児童が6人以下で、幼稚園の職員（保育士または幼稚園教諭）から支援を受けられる場合は保育士1人で可</p>
職員資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象児童の保育を行う者のうち1人は必ず保育士を含むこと</li><li>また、担当職員の1/2（当分の間は1/3）以上は保育士、幼稚園教諭、または子育て支援員（市町村長等が行う研修を修了した者）とする</li></ul>
保育時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として1日あたり8時間以上</li></ul>
開所日	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として月曜から金曜まで継続して開所</li></ul> <p>※保護者のニーズを踏まえた上で、お盆期間等に数日程度開所しない日を設けることは可能</p>

項目	基 準
対象児童の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と相談の上、あらかじめ対象児童の受入枠を設定する</li> <li>受入枠の範囲内では、正当な理由がない限り利用申込みを拒むことができない</li> <li>受入時に、子ども・子育て支援給付支給認定通知書（市が発行）により対象児童の保育の必要性を確認する</li> </ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> <li>園が設定</li> </ul> <p>※保護者の負担が過大にならないよう十分配慮すること</p>
給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として給食を提供するものとする</li> </ul> <p>※外部搬入も可。施設内において保存・加熱のための最低限の設備を設けること</p>

### (3) 補助金額

利用児童延べ人数に応じ、下表2の算出単価により算出した額を合算した額を補助する。

表2

算出額	算出単価		
右に掲げる算出単価により算出した額を合算した額 (補助対象児童1人当たり日額)	年間延べ利用児童数が 1,500人以上の施設	基本分単価	2,650円
	長時間加算単価	8時間を超えた利用	
		・超えた利用時間が2時間未満	330円
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	660円
	年間延べ利用児童数が 1,500人未満の施設	・超えた利用時間が3時間以上	990円
		基本分単価	2,250円
		長時間加算単価	8時間を超えた利用
		・超えた利用時間が2時間未満	280円
		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	560円
		・超えた利用時間が3時間以上	840円

## 2 年間スケジュール

令和6年 8月～	補助金交付対象申請書の提出 補助金交付対象決定通知書の受領
令和7年 3月	補助金交付申請兼実績報告書の提出
令和7年 4月～5月	補助金の受領
(毎月10日)	当該月1日時点の利用児童報告書提出
(随時)	受入対象児童報告書 事業内容変更申請書の提出

※ 補助事業を新たに実施しようとする場合は、事業実施の可否に係る協議申請が必要ですので、事前にご相談ください（予算の都合上、事業の開始予定年度の前年度7月下旬までにご連絡願います）。